

文化資源を活用した観光振興についての提言

近年の訪日外国人旅行者の伸びはめざましく、昨年は 2,800 万人を超え、2020 年に 4 千万人の政府目標の達成に向けて好調に推移している。

地方（三大都市圏以外）における外国人延べ宿泊者数の増加率も、三大都市圏を上回って推移しており、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や「beyond2020 プログラム」等の文化プログラムの展開に向けて、今後なお一層の地方への波及が期待される場所である。

このような中、「明日の日本を支える観光ビジョン」や「文化経済戦略」等においては、各地で守り伝えられてきた有形・無形の文化財を観光振興に欠かせない貴重な資源として位置づけるとともに、地方の声も踏まえ、都道府県と市町村が連携しながら主体的・総合的に保存修理や継承を行い、観光資源として整備・活用を図っていく方向性が示されている。

また、こうした動きに合わせて、文化財保護制度の見直し、さらには、地域固有の文化・自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度向上を目的の一つとした「国際観光旅客税」の創設などが進められている。

地方としてもこの好機を逃さず、観光客とりわけ訪日外国人の受入環境の整備を進めるとともに、地域の文化資源を積極的に保存・継承・活用することはもとより、各々の地域が互いに切磋琢磨しながら、個性ある観光振興につなげてまいりたい。

このような認識に立って、国においても、次の事項を講じ、地方の取組を支援するよう要請する。

1 地域における文化財の総合的な保存・活用に係る大綱・地域計画の策定等

「文化財の総合的・計画的な保存・活用に向けた大綱・地域計画」については、地域社会を広く巻き込んだ取組が不可欠であることから、国において早急に保存・活用のあるべき方向性を示す指針を策定するとともに、文化財の積極的な保存・活用に向けた文化財保護法改正の趣旨について、国民に対する十分な周知に努めること。

また、市町村においては、組織規模にも自治体間の差があることを十分考慮し、都道府県の関与の在り方を含めて、意欲ある自治体が適切に計画策定に取り組むことができるよう、文化財の総合的把握に係る調査研究等への支援を充実させること。

2 地方文化財行政の推進力強化

文化財保護行政の首長部局での執行・管理を可能とする制度の実施に当たっては、文化財保存の重要性に鑑み、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等を十分に図るとともに、国において、文化財の保存・修理等に携わる人材や、自治体における文化財担当職員等の確保と資質向上に対する支援に努めること。

また、平成30年度に新設・拡充された文化財の保存・活用に係るハード・ソフト両面における地方財政措置について、制度の周知に努めるとともに、文化財政策に係る予算については、地方の意向を十分踏まえたものとする。

3 文化財の観光資源としての活用

日本遺産や歴史文化基本構想策定地域など、地域の文化財群の面的・一体的な整備を図り、これらを核とした観光拠点在全国に形成するため、AR技術を活用した史跡案内アプリの開発や歴史文化の体験活動など、各地域における文化財（未指定を含む）の観光資源としての魅力向上を図る取組を支援し、優良モデル事例の創出と横展開に努めること。

また、横展開に当たっては、各地域の文化財固有の特性を損うことがないよう十分に配慮すること。

さらに、その際、訪日外国人旅行者にとって分かりやすい文化財等の多言語解説の作成支援に加え、wi-fi環境や観光案内板の多言語化、二次交通の維持・充実など、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る取組に対する支援を更に強化すること。

4 文化資源を活かした社会的・経済的価値の創出

文化財の保存と活用の両立に向けて、自治体や文化財の所有者・管理者等からの相談に積極的に応じる体制を国においてしっかりと構築するとともに、文化財の特別公開や博物館相互の特別展示など、国民共通の財産である文化財の積極的な公開や交流を図る取組への支援を充実すること。

また、各自治体が文化財のみならず、文化の集積拠点である美術館・博物館を中心に、伝統的建造物や古民家等の歴史的資源、食や伝統芸能などの様々な文化資源を生かし、多様な主体と連携しながら「まちづくり」などに継続的に取り組めるよう、人的・財政的支援の強化に努めること。

5 国際観光旅客税について

平成31年1月7日からの施行に向けて「国際観光旅客税」が創設され、観光立国や地方創生の推進に大きく寄与することが期待されている。

政府目標では、地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年までに2015年の5倍超とするとされていること、また、DMO等の取組も含め、これまでも地方は、観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。